

議案第162号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの (臨時に雇用される者及び嘱託を除く。) 及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務 の職を占めるもの(以下「職員」という。) の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給(地方公務員法<u>第22条の4第3項</u>に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))にあつては、職務の級)を設けて定めるものとする。</p> <p>3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)並びに各職務の級における給料額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従つて定めるものとする。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で、常時勤務を要するもの (臨時に雇用される者及び嘱託を除く。) 及び地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務 の職を占めるもの(以下「職員」という。) の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給(地方公務員法<u>第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u>の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。))にあつては、職務の級)を設けて定めるものとする。</p> <p>3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数(再任用職員にあつては、職務の級)並びに各職務の級における給料額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従つて定めるものとする。</p>

<p>[4 略]</p> <p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第14条の2 第5条、第6条、第6条の3及び前条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p> <p>[2 略]</p> <p>(臨時に雇用される者等の給与)</p> <p>第18条 臨時に雇用される者及び嘱託については、職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。非常勤職員（地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与についても同様とする。</p>	<p>[4 同左]</p> <p>(<u>再任用職員等</u>についての適用除外)</p> <p>第14条の2 第5条、第6条、第6条の3及び前条の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。</p> <p>[2 同左]</p> <p>(臨時に雇用される者等の給与)</p> <p>第18条 臨時に雇用される者及び嘱託については、職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。非常勤職員（地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の給与についても同様とする。</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この条例による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の3及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の給与の種類及び基準を定めると

ともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。